

## 埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度実施基準

(趣旨)

- 1 この基準は、埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収・貯蔵量認証事業における「埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度」の実施にあたり、埼玉県森林 CO<sub>2</sub> 吸収・貯蔵量認証制度実施要領（以下、「要領」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものである。

(認証の対象：要領第 3 条関係)

- 2 この認証の対象となる森林整備活動とは、以下の活動とする。
  - ア 植栽及び下刈り並びに更新伐及び萌芽枝剪定等：高木性広葉樹（成長後概ね 10 m を超える樹種をいう。）、スギ、ヒノキ等針葉樹の植栽及び数年間の下刈り並びに更新伐及び萌芽枝剪定等が確実に履行される活動を対象とする。
  - イ 除伐：高木性広葉樹林やスギ、ヒノキ林等において、保育（対象となる樹齢は概ね 60 年生ままでとする。）を目的として成長不良木の除去や成長を妨げる樹木の伐採作業を対象とする。
  - ウ 間伐、枝打ち：スギ、ヒノキ林等において、保育を目的として実施する作業を対象とし、間伐では 2 割程度、枝打ちは全本数の作業を標準とする。
- (2) 「埼玉県森林づくり協定」とは、「埼玉県森林づくり活動支援実施要領（平成 18 年 10 月 23 日適用）」の規定により締結するものである。
- (3) この協定以外であって、社会貢献を目的として企業や団体等が行う前項の森林整備活動のうち、以下の条件を満たすものは、認証の対象とすることができる。
  - ア 対象となる森林の位置、面積、主な構成樹種、林齢の明確化が可能であること。
  - イ 対象となる森林が成林するまで保全されることが確実に認められること。
  - ウ 対象となる森林が、0.3 ヘクタール以上の面積を有すること。
- (4) 地方公共団体が県内の他の地方公共団体（以下、「県内公共団体」という）と協定等を締結し、県内公共団体の所有又は管理する森林において実施した森林整備活動を認証の対象とすることができる。

(認証の申請：要領第 4 条関係)

- 3 この認証を受けようとする者（以下、「申請者」という。）が提出する森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証申請書は別紙様式 1 号（以下、「申請書」という。）とする。

(認証：要領第 5 条関係)

- 4 知事が申請者に交付する森林 CO<sub>2</sub> 吸収量認証書は、別紙様式 2 号（以下、「認証書」という。）とする。
- (2) この認証に係る算出、審査業務等の委託を受けた者は、別紙様式 3 号により、その

結果を速やかに知事あて提出するものとする。

(3) この認証に係る算定は、別紙「埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量算定基準」によるものとする。

(認証の変更：要領第6条関係)

5 認証を受けた者は、認証事項に変更が生じた場合の変更申請書は、別紙様式4号とする。認証の変更にあたり、交付済みの認証書は県に返還するものとする。

(2) 連年の除伐、間伐、枝打ちによる森林整備面積の増加に対し、CO<sub>2</sub>吸収量を加算して認証することができることとし、その手続きは、前項によるものとする。

(認証の効力：要領第8条関係)

6 森林整備活動により森林の成長が見込める期間とし、認証書交付日から5年間とする。

(2) ただし、申請者が認証書を埼玉県地球温暖化対策計画に利用することを希望する場合は、温暖化対策課と協議、調整のうえ、認証の有効期間を決定する。

(その他)

7 この基準については、最新の情報に基づき、必要に応じて変更することができる。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年6月17日から施行する。